

PCB廃棄物処理の見直しに関する国の要請受入れ

- PCBの処理拡大・期限延長の要請に対する市民・議会の意見・想いを市の条件として国に提示
- 国は全条件を承諾し万全を尽くすことを約束 → 市は要請を受け入れることとした

① 全国的な処理の遅れを原因として、国から本市に対して北九州PCB処理事業の処理拡大及び期限延長の要請（昨年10月25日）

	現行	見直し内容
処理対象物	中国・四国・九州・沖縄地域（岡山以西17県）にある全てのPCB廃棄物	左記に加え、近畿・東海・南関東地域（14都府県）にある安定器、トランス、コンデンサ等（約6,000ト）を追加処理
処理完了期限	平成26年度（平成27年3月末まで）	最長9年延長（安定器等：平成35年度、トランス・コンデンサ：平成33年度）

② 市は慎重に対応すべく、市民・議会の意見を幅広く聴取

◆市民： 計74回、延べ1,874名の市民説明（H25.11～H26.4）
 □議会： 12月・2月議会の本会議、委員会等での議論

・負の遺産を次世代に残さぬようPCBを一日も早く根絶すべき【市民の総意】
 ・本市の技術、人材等を活用し、その役割を担うこともやむを得ない

・処理の安全性に対する不安 ・期間内の処理完了の疑問
 ・地元の負担感に関する意見

③ 市民・議会の意見、想いを真摯に受け止め、「条件」という形にまとめ、国の責任と覚悟を問うべく市長が環境大臣に直接提示

【4本柱、27項目の条件】 1. 処理の安全性確保 2. 期間内での確実な処理 3. 地域の理解 4. 取組みの確実性の担保
 （8項目） （11項目） （5項目） （3項目）

④ 石原環境大臣の回答：

（1）市民や議会の想いを集約したものとして重く受け止め、国の責任と覚悟の下、全ての条件を承諾し、万全を尽くして対応する
 （2）安全かつ期間内に処理が完了するよう、北九州市と二人三脚で取り組んでいきたいので、協力をお願いする

⑤ 北橋市長の決断： 国の決意に応えるため、要請を受け入れる（平成26年4月23日）

市民の安全安心・理解が確保されるよう、市としてPCB廃棄物の安全かつ早期の処理推進に最善を尽くしていく

本市が提示した受入条件(概要)

項目	内容
1. 処理の安全性確保	(1) 処理の安全性確保に万全を期すこと(従来からの安全対策の強化、適切な予算・人員を確保した上での対策徹底等) ① 安全操業のための運用の徹底(過去の全トラブル及び改善対策内容の再評価、他事業所への水平展開、管理監督体制の強化等) ② 設備・機器の確実な更新・補修(長期保全計画・定期点検、適切な財政措置) ③ 市内運搬時のこれまでの安全対策の堅持(実績があるトラック輸送や輸送ルートの限定等) ④ 運搬事業者に対する市内の輸送規制遵守の周知徹底 ⑤ 安全な輸送路を維持・確保するための必要な措置の確実な実施(財政措置等) ⑥ 自然災害に関する最新の知見を踏まえた災害対策の見直し、必要に応じた対策強化 (2) 万が一、重大な事故が発生した場合、その後の操業の是非について本市と協議を行うこと 被害等に対する必要な措置を迅速に実施すること(補償等)
2. 期間内での確実な処理	(1) 計画的処理期間内(トランス・コンデンサ:平成30年度末、安定器等:平成33年度末まで)に、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと (2) 処理施設の技術的・運用上の改善を徹底、トラブルによる稼働停止等が生じないよう万全を期すこと (3) 関係者が一体となった連携体制を速やかに構築し、各地域において使用中PCB含有機器を含めた未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等の取組みを、本市と同程度の水準を確保しつつ計画的に行うとともに、処理促進に必要な仕組みを早急に構築すること ① PCB含有機器の把握・処理のため、国の関係機関、関係自治体、関係団体等が一体となった連携体制を早急に構築、十分な実施体制を確保 ② 都道府県市の処理計画改訂における早期かつ計画的な処理期間の設定、取組みが早期・計画的に進められるよう必要な指導の実施、広域調整協議会等を活用した進捗管理、取組みが十分でない場合における行政的なテコ入れ等

	③ 未処理機器保有事業者に対する幅広くかつ継続的な調査・周知等に必要な支援予算の確保、丁寧な運用の確保(きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定等) ④ PCB処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知(関係機関との連携や様々なメディア媒体の積極的な活用) ⑤ 迅速な処理に向けての運用強化(JESCOにおける未処理機器保有事業者への積極的な営業等)、処理料金を支払いやすくする制度を速やかに充実(分割払い等)、必要に応じた対策強化の確実な実施(料金値上げ等) ⑥ その他、適正・早期の処理に必要な措置の迅速な実施(新たな処理地域からの円滑な搬入のための調整措置等) ⑦ 事業終了後速やかに解体・撤去を行うための必要な財政措置、解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持った事前の協議 (4) 如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと
3. 地域の理解	(1) 地域への積極的な情報公開、更なるリスクコミュニケーションの徹底、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなどの必要な取組みを確実に実施すること (2) 地元企業、人材を最大限活用した地域密着型の事業とすること (3) 地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の自治体が認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること (4) 本市の技術、人材、ノウハウ、仕組み等を国として積極的に評価し、他地域への水平展開を図ること世界の有害物質のリスク管理にも貢献するための取組みを推進すること (5) 本市の環境未来都市としての取組みが更に発展・展開するよう密接な連携を図ること
4. 取組みの 確実性の担保	(1) 安全対策、処理促進策等の各種施策の運用方法や実施状況、更なる対策の必要性等について、本市との定期的な協議の場を設けること (2) 国全体及び北九州PCB処理事業について、平成30年度を目途に、中間総括を行い、本市に報告するとともに、その結果に基づき、必要な措置を検討・実施すること (3) 本市が本事業に係る処理の安全性の確保や早期処理等を推進するため必要な措置を講じる場合、その施策に積極的に協力すること